

更衣調整期間についてのお願い

平素は本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、4 月 25 日（月）より「更衣調整期間」に入りますので、夏用標準服も着用可能になります。

本校では 4 月末～5 月と 10 月の期間を更衣調整期間とし、夏用標準服・冬用標準服のどちらを着用してもよいことにしております。また、この期間に服装など一部決まりが守れていない生徒が見受けられますので、あらためて標準服をはじめとする校則について、ご家庭での声かけ等、ご協力お願い致します。

なお、夏服への完全更衣は 6 月 1 日（水）からです。

以下、本校の主な校則をあげておきますので、ご参考にしてください。

大 桐 中 学 校 校 則

○ 服装について

- 学生服は、どこの店で購入してもよいが、下記のような標準服を着用する。

＜男子＞

冬季	・ 黒の学生服（中は白のカッターシャツ） ・ 黒の学生ズボン
夏季	・ 白の半袖カッターシャツ か 開襟シャツ ・ 黒の学生ズボン

＜女子＞

冬季	・ 紺のセーラー服（えりとそでに白線 3 本） ・ 紺のネクタイ
夏季	・ 白のブラウス（学校指定のもの）

冬季… 1 1 月～4 月 夏季… 6 月～9 月

- 防寒着の着用は 1 1 月～3 月（マフラー・コート・手袋）で、中学生らしいものを着用すること。
- 朝学活時から終学活時までの間は、防寒着の校内での着用は認めない。
- 肌着 カッターシャツ・ブラウスの下は白地のもの。
 （女子に関しては、肌着として黒色・紺色・グレーの利用は認める）
- 靴 白を基本とした運動靴、靴ひもは白色のみ。（ハイカット型・スリッポン型は禁止）
- 靴下 主に白地のもの（ライン・ワンポイントは可）
 ＊女子のパンスト・レギンスは冬期間のみ、黒色とベージュの無地に限る。
- ベルト 派手でないもの（黒・紺・茶）
- かばん 学校指定のもの（落書きをしないこと）

○ 頭髪について

- 髪の手・眉毛の加工は禁止する。(脱色・染髪・パーマ・エクステ など)
- 奇抜な髪型は禁止する。(極端に段差のある髪型・剃り込み・編み込み・アシンメトリーなど)
- 整髪料の使用を禁止する。
- 女子は髪の手をくる場合、ゴム・ピンともに黒・紺・茶色のみ使用を認める。

○ 確認事項

- 化粧等は禁止する。(マニキュア・アイプチ など)
- 装飾品は禁止する。(ブレスレット・ネックレス・ピアス など)
- 昼食は教室で食べ昼食以外の飲食はしない。
- 自転車での通学は原則として認めない。(特別な事情は除く)
- 所持品には必ず記名すること。
- 貴重品や学習に関係ないものは、一切持ってこない。
- 遅刻をしないように留意し、予鈴(8時25分)までには登校する。
- 欠席、遅刻をする場合は、保護者を通して直接、学校(6326-5838)に電話連絡する。
- 登校後の外出は禁止する。(特別な事情のある場合は担任の許可を得ること)

*遅刻して登校した場合は、必ず職員室で連絡カードを受け取ってから教室に行くこと。

*早退する場合は、担任の先生(担任不在の場合は学年の先生)に連絡してから早退する。